

岡本の国会での答弁

177-衆-国土交通委員会-6号 平成23年03月30日

○長島(忠)委員 私は、災害のときですから、早くメッセージを出していただきたいと思います。そのことが既存の法律の上に立っているという思いだけでは被災者は救われません。だから、被災者の皆さんには、ある意味、あしたにでも車を欲しかったらきちんとそのことはできるんだというメッセージをできるような制度を積み上げて、いや、答弁は要りません、要望ですから。それで、いつまでにできるか教えていただきたい。後で教えてください。きょうはいいです。

私は、きょう一番質問したかったのは、被災地を回って、きょうは多分二十日目、まだ電気が通じていない避難所が何カ所かある。そのような状況の中で、本当は厚生労働省からお答えをいただきたいかったんですが、内閣府としてこのような避難所をどう手だてしていくつもりなのか、基本的なことを少し聞かせていただきたいなと思っております。

厚生労働省、来ていましたか。では、厚生労働省。

○岡本大臣政務官 御質問であります避難所の確保については、確かに委員御指摘のとおり、さまざまな課題があります。

それぞれの避難者の皆さんのニーズにこたえて整備をしていくという一方で、委員御指摘の、現地における食料、電気、それから水といった生活に必要なさまざまなインフラの整備というのも当然必要になってくるであろうと思っています。それぞれのニーズに応じてできるだけ迅速に対応できるようにというふうには考えておりますけれども、現状でまた個別にお話があれば、誠実に対応していきたいというふうに思っております。

○長島(忠)委員 ニーズ、要望があれば個別に対応するというのでは、私は、今日の厚生労働省の対応としては手ぬるいと思いますよ。やはり積極的にそのことを把握して、電気のつかない避難所ぐらいは、もう二十日過ぎているんだから、発電機を重点配備するなりして解消しなかったら、真っ暗な中で二十日間、満足な状況の中にいない、その状況をやはり考えてみてくれませんか。

うちは、たった三日間、真っ暗な中で子供たちを放置したために、トラウマを背負って、暗くしたら眠れなくなってしまったんですよ。その意識をやはり持っていただかないといけないんだろうと私は思います。

避難所は、一義的には国が県に委託をして運営をするんですよ。二十日過ぎたら、もう既に県が食料の供給や医療の供給を始めていなきゃいけないんですよ。それができていないということですから、ニーズがあったら、要望があったらということでは少し手ぬるいんじゃないかと私は申し上げているんです。そのことについてもう一回。

○岡本大臣政務官 厚生労働省といたしましても、本省の人間を派遣しまして現地の状況を把握するべく、先ほどの医薬品のニーズも含めてですけれども、職員を派遣して現地の状況を把握しております。

そういった中で、個別に、例えばこここのところにこういうニーズがあるということを委員の方で具体的にもしお知りであればそういったことも教えていただきたいですし、我々としても、みずから向いて現地の状況を把握しているということでもありますので、御理解いただきたいと思っております。

○長島(忠)委員 考え方が根本的に違うのかもわからない。我々が、政府じゃないですよ、自分で人様に迷惑をかけないように自己完結型で被災地に入って、その人間が電気のつかない避難所に行けているんですよ。厚生労働省は、現地で調査をしている人から報告が入ってきているでしょう。だとしたら、そのことに対して重点配備をするのが今の仕事じゃないんですか。

○岡本大臣政務官 したがいまして、そういうニーズを我々が把握すれば、当然、東北電力に要請をして電気を通していただいています、二千カ所を超えるような避難所の中で、もしくは都道府県が把握をしていない避難所もあると承知をしていますし、個人宅に避難をされている方もいるというふうに承知をしていますから、確かに、すべての避難所がどうなっているかというのを一義的に把握をするのはなかなか難しいところがあります。

そういった情報、我々が知り得る情報としてはきちっと対応していますけれども、今お話をしましたように、例えば個人宅に避難をされている方がどういう環境にあるかということ、都道府県が把握をしていない、個人の方がやってみるところがどうなっているかということについて、もし御存じであれば教えていただきたいということです。

○長島(忠)委員 そこで、多分もう政府の方は被災地のことを知られているからわかると思うんですが、今回の災害の特徴は、やはり津波災害で地域をなくしてしまった、仮設住宅をどこに整備するかという問題が非常に大きな問題として残ってくると思うんです。公有施設だけでは多分クリアできない、あるいは近隣の公有施設をお借りしてもなかなかできないところがあるとしたら、阪神では少し民間から土地を提供していただいた例があるようでもありますけれども、民有地、場合によっては農地を転用して活用することも考えていかなければいけないんじゃないかな、それも、やはり早急に考えて結論を出さなければいけないんじゃないかなと思うんです。

民有地活用の方策については、お考えは少しはございますでしょうか。

○岡本大臣政務官 今御指摘の仮設住宅の建設用地の問題につきましては、先生御指摘のように、公有地を原則とするということになっています。特に問題がないときには被災者の土地等無償提供される土地を予定しておりますし、一般論でありますけれども、有償による用地確保については、災害発生直後の混乱期においては、適正な価格を評価してそれを維持するための価格交渉は大変難しいという状況でありまして、迅速な用地確保を必要としておりますから、そういった観点から災害時の緊急事態になじまないことから、通常は困難だというふうに答弁をしています。

しかし、今般の震災に関しましては、被害の甚大さから、短期的に所要の応急仮設住宅の用地確保が困難な場合には、土地の借料についても、個別の状況に応じて通常の借料の範囲内、先ほど先生御指摘になりました阪神・淡路のときには平成九年の予算で公租公課相当程度の額ということにしておりますけれども、災害救助法の対象となる方向で検討していきたいというふうに考えております。